6月1日は『人権擁護委員の日』です

人権擁護委員とは

法務大臣から委嘱された民間ボランティアで、あなたのまちの相談パートナーです。

人権擁護委員法に基づき、市長が市議会の同意を得て推薦します。人権に関する困りごとは、お気軽にご相談ください。

主な活動

法務局と連携し、人権相談や人権被害者の救済、人権のたいせつさを知ってもらうための啓発活動などを行っています。

人権相談

次のような相談に応じています。

●いじめ、体罰　●暴行、虐待　●差別　●名誉毀損・プライバシーの侵害　●セクシャル・ハラスメント　●インターネット上での誹謗中傷　●近隣トラブルなど

市人権相談

毎月1回「人権相談」の相談員として相談ごとに応じています。

日　時	原則毎月10日 (土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日) 午後１時～４時
場　所	市役所４階会議室
相談料	無料

＊予約は不要です。秘密は厳守します。

＊6月は特設人権相談所を開設します。6月10日（木）
午前10時～午後3時　市役所4階会議室402

子どもの人権SOSミニレター

手紙による人権相談です。

小・中学校に「子どもの人権SOSミニレター」の用紙を配布し、届いた手紙に返事を書いています。子どもたちの心に寄り添い、事案に応じて、救済に結び付ける取組をしています。

救済

「人権を侵害された」という被害者から申告を受けた場合、法務局の職員と協力して、調査・処理に当たります。

人権啓発

「人権教室」

小・中学校を訪れ、相手を思いやることのたいせつさなどについて児童・生徒に伝える活動をしています。

「全国中学生人権作文コンテスト」

中学生が日常での経験などを作文にすることで、人権尊重の重要性・必要性を理解するとともに、豊かな人権感覚を身につけることを目的に実施しています。

「その他」

小学生を対象に花苗を配布し、子どもたちが協力して花を育てることで命のたいせつさや思いやりの心を育む「人権の花運動」やイベント会場での人権リーフレットの配布などの啓発活動をしています。

白岡市の人権擁護委員

小野寺（おのでら）　晴美（はるみ）さん(新白岡)　黒須（くろす）　琢也（たくや）さん(西)
金子（かねこ）　稔（みのる）さん(小久喜)　吉澤（よしざわ）　俊一（しゅんいち）さん(下野田)

問合せ　地域振興課人権担当　内線385

人権イメージキャラクター　人KENまもる君　人KENあゆみちゃん

～考えよう　相手の気持ち
未来へつなげよう　違いを認め合う心～

行政相談委員にご相談ください

４月１日付けで遠藤良和（えんどうよしかず）さんと鈴木幸雄（すずきゆきお）さんが行政相談委員として委嘱されました。

行政相談委員は、民間の有識者の中から総務大臣が委嘱するものです。

国の行政機関などの業務について、皆さんの苦情や意見・要望などを聴いて、声を行政機関などに伝えることにより問題の解決などを図ります。お気軽にご相談ください。

相談日は広報しらおか「無料相談」のページをご覧ください。

問合せ　地域振興課市民協働担当　内線383